



歯科医師国家試験の施行について

歯科医師法(昭和23年法律第202号)第10条第1項の規定により、第111回歯科医師国家試験を次のとおり施行する。

平成29年7月3日 厚生労働大臣 塩崎 恒久

1 試験期日

平成30年2月3日(土曜日)及び4日(日曜日)

2 試験地

北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3 試験内容

臨床上必要な歯科医学及び口腔(くう)衛生に関する、歯科医師として具有すべき知識及び技能

4 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者(平成30年3月12日(月曜日)までに卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後1年以上の診療及び口腔(くう)衛生に関する実地修練を経たもの(平成30年3月12日(月曜日)までに実地修練を終える見込みの者を含む。) [詳細はこちらへ](#)
- (3) 外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの [詳細はこちらへ](#)
- (4) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第108号)第18条第1項の規定により歯科医師法の規定による歯科医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

5 受験手続

- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア すべての受験者が提出する書類等
 - (ア) 受験願書 歯科医師法施行規則(昭和23年厚生省令第48号)第3号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍(中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類)に記載されている文字を使用すること。
 - (イ) 写真 出願前6月以内に脱帽正面で撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に「(シ)」の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は歯科医師国家試験運営本部事務所若しくは歯科医師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。
なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は歯科医師国家試験運営本部事務所若しくは歯科医師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
※郵送により本人確認を受ける際は、写真が付してある身分証明書等(コピー不可。個人番号カード不可)及び(ウ)とは別に返信用封筒(郵便番号、宛先及び宛名を記載し、身分証明書等の返送に必要な郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの)を同封すること。
 - (ウ) 返信用封筒 縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号、宛先及び宛名を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。
- イ 4の(1)に該当する者が提出する書類 卒業証明書又は卒業見込証明書
この場合、卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成30年3月12日(月曜日)午後2時までに卒業証明書を提出すること。
- ウ 4の(2)に該当する者が提出する書類 歯科医師国家試験予備試験の合格証書の写し(歯科医師国家試験運営本部事務所又は歯科医師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの)又は合格証明書及び実地修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面又は実地修練を終える見込みであることを証する書面
なお、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出した者にあっては、平成30年3月12日(月曜日)午後2時までに実地修練を終えたことを証する書面を提出すること。

※郵送により原本照合を受ける際は、歯科医師国家試験予備試験の合格証書の原本及び返信用封筒(郵便番号、宛先及び宛名を記載し、合格証書の原本の返送に必要な郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの)を同封すること。

エ 4の(3)又は(4)に該当する者が提出する書類 歯科医師国家試験受験資格の認定書の写し(歯科医師国家試験運営本部事務所又は歯科医師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの)

※郵送により原本照合を受ける際は、歯科医師国家試験受験資格の認定書の原本及び返信用封筒(郵便番号、宛先及び宛名を記載し、認定書の原本の返送に必要な郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの)を同封すること。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、平成29年11月1日(水曜日)から同年11月30日(木曜日)までに提出すること。

イ 受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、歯科医師国家試験運営本部事務所とする。

ウ ただし、下記に掲げる歯科医師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道 ランスタッド・札幌オフィス

宮城県 ランスタッド・仙台オフィス

東京都 ランスタッド・首都圏プロセスセンター

愛知県 ランスタッド・名古屋オフィス

大阪府 ランスタッド・難波オフィス

広島県 ランスタッド・広島オフィス

福岡県 ランスタッド・福岡オフィス

エ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日(土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。)午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。

オ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成29年11月30日(木曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更是認めない。

(3) 書類の提出については次のことに注意すること。

ア 4の(1)に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成30年3月12日(月曜日)午後2時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

イ 4の(2)に該当する者で、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出したものにあっては、平成30年3月12日(月曜日)午後2時までに実地修練を終えたことを証する書面の提出がないときは、当該受験は原則として無効とする。

(4) 受験手数料

ア 受験手数料は、18,900円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(5) 受験票の交付 受験票は、郵送により交付する(平成30年1月上旬発送予定)。なお、平成30年1月22日(月曜日)までに受験票が到着しない場合は、歯科医師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6 合格者の発表

試験の合格者は、平成30年3月19日(月曜日)午後2時に厚生労働省及び8の(2)に掲げる各地の歯科医師国家試験運営臨時事務所にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。

7 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、[平成29年10月2日\(月曜日\)までに歯科医師国家試験運営本部事務所に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」\[82KB\]](#)を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8 手続及び問い合わせ先

(1) 試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

歯科医師国家試験運営本部事務所

東京都豊島区西池袋1丁目7番7号

東京西池袋ビルディング13階

郵便番号 171-0021

電話番号 03(5396)7837

(2) 5の(2)のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する歯科医師国家試験運営臨時事務所とする。

試験地	歯科医師国家試験運営臨時事務所
北海道	ランスタッド・札幌オフィス 国家試験係 北海道札幌市中央区北三条西3丁目1番47号 ヒューリック札幌NORTH33ビル8階

試験地	歯科医師国家試験運営臨時事務所
宮城県	ランスタッド・仙台オフィス 国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン15階
東京都 新潟県	ランスタッド・首都圏プロセスセンター 試験監督事業部国家試験係 東京都豊島区西池袋1丁目7番7号 東京西池袋ビルディング13階
愛知県	ランスタッド・名古屋オフィス 国家試験係 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目6番17号 名古屋ビルディング6階
大阪府	ランスタッド・難波オフィス 国家試験係 大阪府大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 パークスター10階
広島県	ランスタッド・広島オフィス 国家試験係 広島県広島市中区本通6番11号 明治安田生命広島本通ビル8階
福岡県	ランスタッド・福岡オフィス 国家試験係 福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ソインビル9階

9 受験願書等の請求方法について(受験願書配布時期 平成29年10月中旬以降)

受験願書を含め、受験手続に必要な書類は各大学において入手する方法の他に、下記の方法により、歯科医師国家試験運営本部事務所若しくは歯科医師国家試験運営臨時事務所又は厚生労働省からも入手することができる。

1. 郵送による請求

下記要領1～3により、歯科医師国家試験運営本部事務所(請求先住所等は8の(1)のとおり)又は厚生労働省医政局医事課試験免許室(請求先住所等は12のとおり)宛て請求すること。

なお、手元に到着するまで、1週間程度かかることから、早めに請求すること。

・要領1 返信用封筒の作成

- 封筒の大きさ
角2(縦33cm×横24cm、A4版の用紙が折らずに入るもの)
- 封筒表面には下記(1)～(3)を必ず記載すること。
 - (1) 返信先(請求者)の郵便番号
 - (2) " 住所
 - (3) " 氏名

*記載漏れ等がある場合には返信できないこともあるので注意すること。
- 封筒に140円切手を貼付すること(普通郵便物、定形外郵便物、100gまで)(1部、60g程度)。なお、速達郵便で請求する場合は420円切手を貼付すること。

・要領2 下記(1)(2)を明記した請求用紙の作成

- (1) 職種(歯科医師)を明記すること。
 - (2) 請求者の連絡先(自宅電話番号、携帯番号等)を明記すること。
- *メモ用紙等で作成して差し支えないが、記載漏れ等がある場合には返信できないこともあるので注意すること。

・要領3 要領1により作成した返信用封筒及び要領2により作成した用紙の郵送

- 要領1により作成した返信用封筒と要領2により作成した請求用紙を封筒に入れ、歯科医師国家試験運営本部事務所又は厚生労働省医政局医事課試験免許室宛て請求すること。作成した返信用封筒は折り曲げて差し支えない。郵送する封筒の大きさは問わない。ただし、切手料金不足があった場合は、受領できないことがあるので注意すること(普通郵便物、定形郵便物、50gまで、92円切手)。

以下の資料を送付するので、受領後、送付物を確認すること。

- (1) 受験願書
- (2) 受験要領
- (3) 受験写真用台紙

2. 窓口での請求

歯科医師国家試験運営臨時事務所(所在地は8の(2)のとおり)又は厚生労働省の受付窓口(医政局医事課試験免許室)にて、希望する職種(歯科医師)について必要部数を請求すること。

ただし、庁舎へ入館する際に写真付身分証の提示が必要になる場合がある。また、中央合同庁舎第5号館に入館の際は訪問先の担当職員への事前登録と、写真付身分証が必要になるので注意すること。
窓口は行政機関の休日を除く、午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までであること。
また、駐車場は利用できないため他の交通機関を利用すること。

10 災害等の対応について

災害等によって国家試験の時間等に変更が生じた場合は、厚生労働省ホームページに掲載する。

11 試験委員

[委員名簿 \[52KB\]](#)

12 問い合わせ先

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 厚生労働省医政局医事課試験免許室
郵便番号100-8916
電話番号03(5253)1111 (2574,4143,2575)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.